

はやぶさ

Hayabusa



Sagamihara
Corporation Association's
magazine

2017.11

相模原法人会広報誌

No.210 隔月刊





毛嵐(けあらし)の朝

朝焼けの津久井湖に
沸き上がった「毛嵐」。
これは水面から立ち上がった水蒸気が
冷たい空気に触れて発生する
霧のことです。
寒さにもめげず
釣舟がポイントを探しています。

撮影地／緑区太井 撮影者／松田廣司

はやぶさ 2017年11月号 No.210 INDEX

法人会を支えるひと
株式会社 櫻内工務店
櫻内 康裕さん …… 2

ハイライト
平成30年度
税制改正に関する提言 …… 4

平成29年度及び30年度
理事監事紹介 …… 9

活動フラッシュ …… 12

はじまります、「無期転換ルール」……14

花子と太郎の見てある記
アルプス化学産業株式会社 ……16

相模原法人会からのお知らせ
新会員紹介 平成29年8・9月 ……18

読者プレゼント
2018年 想嵐景カレンダー …… 19
提供:栄文舎印刷所

法人会を支える

ひと

株式会社 櫻内工務店

さくらうち やすひろ
代表取締役 櫻内 康裕さん
共和地区

物心つくころから
木材や資材と触れ合い
現場で育った建築の申し子

子供のころから木材に囲まれ
導かれるように建築の世界へ

櫻内工務店は、昭和8年創業の老舗工務店として地域から信頼を寄せられている企業です。現在、52歳の櫻内康裕さんが、4代目として会社を切り盛りしています。祖父・正治さんが創業し、2代目となる父の正一さん、そして3代目は叔父にあたる國富さんが家業を継いできました。

創業時には、木造住宅の施工が中心でしたが、時代の変遷とともに、次第に鉄骨やコンクリートを主体にした特建(ビルや工場などの建築)に主軸が移っていきます。商圈も、相模原市の周辺市町村はもとより県下全域に広がっています。

そんな企業を率いる櫻内さんは、幼少のころから、



おがくずや木材を遊び道具に建築資材に囲まれて育ってきた、生粋の血筋です。

「小学生のころは、実家で木材の加工をしていましたから、目の前には木材の切れ端が山のようにあるんです。大工さんの作業を見て、どうやって木を切るのか、ハンマーを使うのかななどを自然に覚えていったので、気が付くと工作にのめりこんでいました」

中学のころにはすでに父に連れられて、現場の片づけなどを手伝っては小遣いをもらっていたといいます。そのおかげで技術科の授業では教師の指導がなくても簡単なテーブルや椅子などの木工製品を簡単に作れてしまうほどの腕前になっていました。

「子供心に、できあがった建物を見るのが嬉しくてね。私は現場のゴミ拾い程度の手伝いでしたが、自分たちが建てた家が長い時間残っていくことに深く感動し

ていたものです」

高校卒業後の進路もやはり建築に進むと決めていて、東京・御茶ノ水にある専門学校を卒業し、横浜の建設会社で修業時代を迎えます。

「社内では新人でも、すでに子どものころから培った技術を持っていましたから、先輩にかわいがられていろんな現場を体験できました。上司の補佐的な役割を担うタイミングも、ずいぶん早かったですね」

一番大切にしていること それは父が残してくれた教え

転機が訪れたのは、バブルが崩壊してしばらくしてのこと。先代である父が倒れ、後継者候補として櫻内工務店へと入社することになったのです。

「当時会社は父に代わった叔父がかじ取りをしていました。叔父からは『私はショートリリーフ、数年内にはお前に代わるから』と言われていました。そのころ事業的にも転機を迎えていて、特建が増えてきており、現場でも多少の混乱が生じていたりしました」

会社としても正念場。現場の手が足りず工期が厳しくなりそうなどときには、自ら指揮をとりへ赴き、次々と難題を解決。「いいと思ったらすぐやる、ダメだと思ったらすぐやめる」といった、企業トップに必要な決断力が培われていきました。

やがて、平成17年41歳で社長に就任し、父の教えをもとに、会社の礎をさらに強めていくことになります。「父に口うるさく言われていたのは、信頼を得るには大変な努力が必要だが、信頼を失うのは一瞬ということ。そこには父の人間関係論が詰まっていたように思います。自然体でいること、差別しないこと、天狗になったり居丈高に振る舞わないこと……こうした教えは今でも最も大事にしていることです」

そう語る櫻内さんに人間関係のコツを聞くと、「相手の話をよく聞くことと、ずっと笑っていることじゃないですか」と、満面の笑みを向けられました。

平成30年度の税制改正に向けて 法人会は提言します

公益財団法人 全国法人会総連合

《 基本的な課題 》

I 税・財政改革のあり方

国と地方を合わせた長期債務残高がGDPのはほぼ2倍の1,000兆円を超えた我が国の財政は、先進国の中で群を抜いて悪化したままである。行政サービスという国民の「受益」と、その財源を賄うべき税や社会保険料といった国民の「負担」のアンバランスが依然として解消されず、借金に頼ってきたからである。

「中福祉・低負担」とされる構造から脱却できない社会保障分野は、それを象徴している。先進国で最速のスピードで進展する少子高齢化社会に対応するには、受益を大胆に抑制し、「負担」を必要な水準に引き上げて「中福祉・中負担」を目指す以外に、持続可能な社会保障制度と財政健全化を両立させるための現実的な方法はない。

「社会保障と税の一体改革」はその一歩だったが、中身は大きく変質してしまった。「負担」にあたる消費税率10%への引き上げが2019年10月へ再延期される一方で、「受益」の方は重点化・効率化がなかなか進まないどころか、社会保障の充実を先行させているのが現状といえる。

これは明らかに財政規律が緩んでいるからであろう。国家的課題である持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立ができなければ、国民の将来不安を増幅し成長を阻害する要因ともなる。政府に求められるのは一刻も早く財政規律を立て直すことである。そして厳しい税財政改革を断行し将来に備えねばならない。

1. 財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2017」(骨太の方針2017)は、財政健全化目標を変更した。これまでの「2020年度までに基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)を黒字化し、その後、債務残高対GDP比を安定的に引き下げる」から、2020年度PB黒字化を維持しつつ、「同時に債務残高対GDP比の引き下げを目指す」とした

のである。

財政健全化はフローとストック両面から進めねばならないから、PBと債務残高の改善を目標とするのは当然である。しかし、債務残高対GDP比の引き下げにPB黒字化と「同時」という文言が加わったことで、健全化目標は大きく変質したとされる。

内閣府が本年7月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、PBは2020年度で8.2兆円の赤字が残り黒字化目標は絶望的である。一方の債務残高対GDP比は今年度の189.5%から179.3%へと低下していく。高い名目成長率の想定と異次元緩和持続による利払い費低下などを勧案すれば当然の帰結といえよう。すでに2018年度のPB赤字対GDP比1%程度という中間目標の達成は、消費税引き上げ再延期などにより不可能とみられており、今回の目標変更は2020年度目標未達成の批判を和らげる狙いと指摘が多い。

「債務残高対GDP比」は債務残高が増加しても名目成長率がそれより高ければ一時的に引き下がることから、歳出拡大圧力を誘引する側面もある。また、いずれ金融が引き締めに向かえば、現在と逆のパターンをたどり債務残高対GDP比が上昇に転じることに留意せねばならない。

昨年度の国の税収は当初予算を大幅に下回ったうえ、前年度実績をも割り込んでおり、高成長を背景とした税の自然増収に頼る財政健全化計画は急速に説得力を失いつつある。真の財政健全化を達成するためにはPB黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

- (2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

その意味で、診療報酬と介護報酬の同時改定の年となる来年度は、今後の給付抑制を占ううえでの試金石といえる。とりわけ、診療報酬は引き下げ要因をこれまで「薬価」のマイナス改定に依存してきただけに、医師の人件費にあたる「本体」にどう切り込むかが焦点となろう。

社会保障と税の一体改革工程表との関係では、消費税引き上げが再延期される一方で、保育士や看護師の待遇改善などの充実策が先行実施された。これらの施策は少子化対策として必要不可欠ではあるが、安定財源の同時確保が何より重要である。また、「骨太の方針2017」が盛り込んだ「幼児教育・保育の早期無償化」に向け、その財源として検討対象となっている「子ども保険」の創設についても、慎重であるべきと考える。この種の財源としては税の方が妥当との意見や、保険料の負担面で世代間に不公平が生じるなどとの意見が強いからである。

超高齢化社会が到来した今、社会保障は「公助」に多くを頼るのではなく「自助」「共助」の役割をどう組み合わせているかが重要である。医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、こうした視点を踏まえた客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

財政健全化と社会保障の安定財源を確保するため、消費税引き上げが必要なことは指摘した通りである。しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることも事実である。消費税引き上げの前提に「行革の徹底」があったのはこのためであり、改めてこうした経緯を想起する必要がある。

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。行革が遅々として進んでいないようにみえるのは、この精神を忘れてきているからであろう。

衆議院では選挙制度改革をめぐる「1票の格差」是正を目的とした定数の見直しは行われたが、抜本的な議員定数削減には至っていない。税金が含まれている政治資金についても、不適切とされる支出が近年目立っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

もはや改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまで指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であり、インボイスについても単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるので、導入の必要はない。また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が重要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用段階に入ったが、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け

て取り組んでいく必要がある。

また、制度を有効に機能させるには国民の信頼が何より重要であることから、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。国民の利便性を高める観点からは、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出 ②少子高齢化や人口減少社会の急進展 ③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化 ④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を続けている。しかし、長期にわたる異次元緩和にもかかわらず、デフレ脱却を意味するインフレ目標2%の達成は2019年度までさらに先送りされ、また国民の実質所得と個人消費や設備投資がつながる「好循環」サイクルにも至っていない。

円安や減税などで企業の収益力は高まり業績は好調である。失業率は極めて低い水準で完全雇用状態が続いており、さまざまな業種で人手不足感が強まっている。しかし、賃金の上昇は期待を大きく下回り、多くは内部留保として積み上がっている。

法人実効税率こそ「20%台」が実現したが、その成果は定かではない。肝心の規制改革では農業や医療、労働市場などの岩盤規制の核心には踏み込まないまま、働き方改革や人材投資・教育などのソフト面に重心を移している。新たな戦略として打ち出したAI(人工知能)やあらゆるものがネットにつながる「I o T」も、規制緩和が伴わなければ効果は減じられよう。

明らかに成長戦略は減速している。アベノミクスの先導役を果たした異次元緩和も、副作用が指摘され始めるなど限

界が近づいているといわれる。持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で29.97%（平成30年度29.74%）となり、政府目標の「20%台」が実現した。このため、税率引き下げの条件となった賃金引き上げや対日投資促進などで、さらに明確な成果を引き出す方が求められる。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

 - ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③ 対象会社規模を拡大する。

III 地方のあり方

地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上や東京一極集中の是正を図ることなどを目指しているが、それには地方がそれぞれの特色と強みを生かし、新たな技術やビジネス手法を開発することが何より求められよう。その戦略構築には地域の産業実態に通じた民間の知恵・工夫の結集が欠かせない。

ただ、地域活性化策として一部で評価されている「ふるさ

と納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。総務省が本年4月、過剰な返礼品に一定の制限を設けたのは当然の措置といえる。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

財政調整基金など地方の基金残高総額が21兆円(27年度決算)に膨らんだことも、「地方は国の仕送り(地方交付税)を貯金している」として問題視されている。総務省では各地方公共団体の基金増加の背景や要因を把握・分析することにしているが、国のPBが大幅赤字で地方のそれが黒字という財政状況を考えれば、地方交付税総額の相応の削減は避けて通れまい。

そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレ指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。



平成29年度及び30年度の 役員をご紹介します。



会長
新倉 裕
(有)ユタカ企業



副会長
組織委員会担当／青年部会担当
晝間 良雄
(有)ティファニー



副会長
総務委員会担当／財務委員会担当
真田 勉
真田石油販売(株)



副会長
税制委員会担当
浦上 裕史
菊屋浦上商事(株)



副会長
広報委員会担当／女性部会担当
金子 ミサ子
(株)金子畜産



副会長
厚生委員会担当／研修委員会担
岩崎 正
千寿産業(株)



副会長
事業研修委員会担当／源泉部会担当
米田 由太郎
(有)米田建設



監事
三浦 静明
アイアール税理士法人



監事
小島 明
(有)小島陶器



監事
中村 昌治
(有)石神前中村商店

委員会



総務委員長
常任理事
鈴木 匠
(株)鈴木工務店



財務委員長
常任理事
中野 伸一
信栄自動車工業(有)



税制委員長
常任理事
宮崎 明彦
(株)丸庄産業



広報委員長
常任理事
中嶋 勇
相模原観光(株)



事業研修委員長
常任理事
小口 伸夫
(株)みらい



組織委員長
常任理事
小谷 圭一
(株)コンティ



厚生委員長
常任理事
山口 誠志
山口自動車(株)



研修委員長
常任理事
関戸 和浩
(株)くらや

部会



女性部会長
常任理事
藤本 都子
三和紙業(株)



青年部会長
常任理事
佐藤 俊太郎
(株)佐藤ガスサービス

中央北支部



中央北支部長
副会長
浦上 裕史
菊屋浦上商事(株)

中央南支部



中央南支部長
常任理事
中野 伸一
信栄自動車工業(有)

大野北支部



大野北支部長
常任理事
草野 太郎
(有)草野測量

大野中支部



大野中支部長
常任理事
竹中 勝蔵
(有)竹中左官工業

新相麻支部



新相麻支部長
麻溝台地区長
常任理事
鈴木 晴澄
(株)スズコー



小山清新地区長
常任理事
宮崎 明彦
(株)丸庄産業



中央南副支部長
理事
山中 達
(株)東洋カイツク



淵野辺地区長
理事
平井 良和
庶民建設(株)



大野中第1地区長
理事
小池 重憲
(株)小池設備



相武台地区長
理事
土田 喜正
(株)タケダホームサービス



相模原矢部地区長
常任理事
関戸 和浩
(株)くらや



中央南副支部長
理事
坂本 昌幸
相模オート硝子(有)



共和地区長
理事
中村 知紀
藤和ハウジング(株)



大野中第2地区長
常任理事
小口 伸夫
(株)みらい



新磯地区長
理事
荒井 優子
(株)章栄石油

大野南支部



大野南支部長
常任理事
小谷 圭一
(株)コンティ

橋本支部



橋本支部長
常任理事
丸山 和加恵
(有)クリエートデザイン製作所

大沢支部



大沢支部長
常任理事
山口 康章
(株)菊菱商事

田名支部



田名支部長
常任理事
堀川 廣幸
(株)堀精機

上溝支部



上溝支部長
常任理事
石原 武
(有)石原組



大野南副支部長
理事
國生 猛
(有)国生企画



橋本副支部長
理事
木立 成衛
セイコー自動車(有)



大沢副支部長
理事
吉村 宣和
(有)エクステリア吉村



田名副支部長
理事
田所 敬一郎
(株)田所製作所



上溝地区長
理事
市村 努
(有)市村塗装



大野南副支部長
理事
春原 正明
(株)タカチホ産業



橋本副支部長
理事
久保 義輝
(有)三幸ハウジング



大沢副支部長
理事
小川 美智男
(有)小川石油



麻溝地区長
理事
粕谷 敏夫
(有)粕谷産業



大野南副支部長
理事
竹林 泰次
(株)竹正

相模台支部



相模台支部長
南台地区長
常任理事
山際 華代子
(有)吉原パレエ学園

津久井第1支部



津久井第1支部長
常任理事
岩田 正
(有)岩田組

津久井第2支部



津久井第2支部長
相模湖地区長
常任理事
福本 寿
(株)協和観光



大野南副支部長
理事
鈴木 秀人
(有)鈴木瓦工業所



相模台地区長
理事
林 大介
(有)ハヤシ美掃



津久井地区長
理事
奈良 輝生
(資)奈良呉服店



城山地区長
理事
米山 利夫
(有)中原製作所



活動フラッシュ

2017年 8月 ▶ 9月 ▶ 10月

親睦事業 8/5(土)

上溝支部



日帰りバス旅行

内容/ひたち海浜公園、那珂港昼食、めんたいパーク
場所/ひたち海浜公園方面

研修会 8/22(火)

組織委員会



税理士会との連絡協議会

内容/東京地方税理士会との意見交換会 (1)ニセ税理士の排除について (2)会員増強の協力について (3)税務相談について 場所/相模原法人会館

研修会 8/22(火)

青年部会研修委員会



青年部会研修会

内容/青年部成年の敵!糖質OFFで体質改善をする方法 講師/生活習慣改善のスペシャリスト 株式会社ハヤシ 代表取締役 谷口健一氏 場所/相模原市民ギャラリー

加入促進事業 9/6(水)

組織委員会



会員増強決起大会(キックオフ)

内容/会員増強と現況と方法・決意表明
場所/相模原法人会館

表彰式 9/16(土)

女性部会



「絵手紙」寄贈感謝状授与式

内容/多年にわたる「絵手紙」寄贈への感謝状
場所/社会福祉法人喜楽会特別養護老人ホームあさみぞホーム

講演会 9/21(木)

大野南支部・大野中第1地区



公開講演会

内容/相手の懐に入るコミュニケーション術 講師/元日本テレビアナウンサー 魚住りえ氏 場所/ホテルラポール千寿閣

研修会 9/26(火)

税制委員会



改正税法説明会

内容/(1)平成29年度税制改正について 講師/相模原税務署担当官 (2)相続税について 講師/東京地方税理士会相模原支部所属税理士

講演会 9/27(水)

大野中支部



一般教養セミナー

内容/「笑い」が組織・社内環境を変える!
講師/有限会社プレジャー 代表取締役会長 大棟耕介 氏

研修会 10/5(木)

全国法人会総連合



全国大会

内容/平成30年度税制改正提言の報告
場所/福井県産業会館

研修会 10/17(火)

青年部会研修委員会



一般教養セミナー

内容/頑張っているのに売れない!の何故 講師/株式会社クラスモア 代表取締役 坂本玖美子 氏 場所/相模原法人会館

研修会 10/19(木)

源泉部会・女性部会・青年部会



署長を囲む座談会

内容/テーマ「国税庁について」
講師/相模原税務署長 岩淵 聡 氏 場所/相模原法人会館

社会貢献事業 9/2(土)

上溝支部



原当麻駅花の植替え

内容/駅舎構内に設置してあるプランターの花の植替えと通路の清掃 場所/JR原当麻駅

社会貢献事業 9/21(木)

中央北支部



地域美化運動の実施

内容/中央北支部地域のゴミ拾い
場所/西門商店街とその周辺

社会貢献事業 9/24(日)

大野南支部



東林ふるさとまつり

内容/射的等の実施や税に関する資料の配布
場所/東林小学校・東林公民館

社会貢献事業 10/7(土)・8(日)

相模台支部



おださがロードフェスタ

内容/法人会のPR、「一億円を持ってみようコーナー」の開設
場所/小田急相模原駅北口周辺

平成30年4月まで
あとわずか!

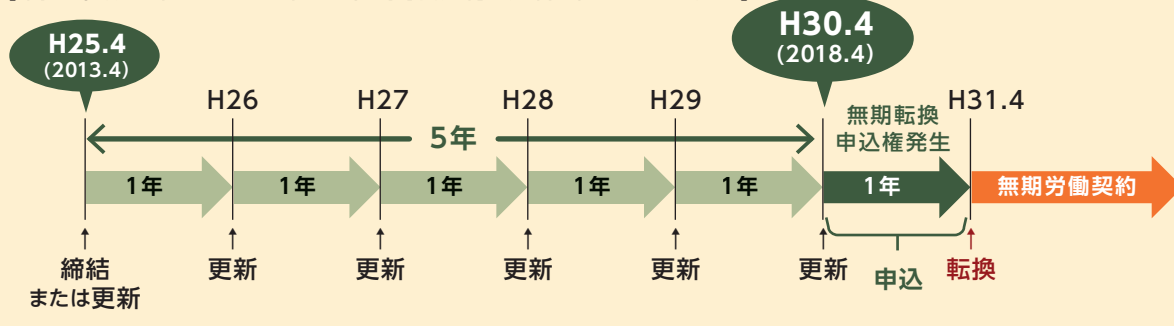
はじまります、「無期転換ルール」

無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年。

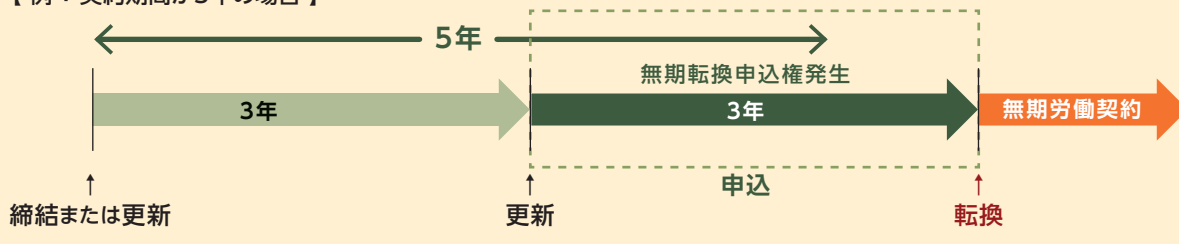
無期転換ルールとは?

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条:平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



【例：契約期間が3年の場合】



※ 無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定め(労働協約、就業規則、個々の労働契約)がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、**契約期間に定めがある「有期労働契約」**が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの**名称は問いません。**

有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、**無期転換申込権の発生**が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、**安心して働き続ける**ことに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

雇止め について

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

企業の皆さまへ(特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください)

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、**一定の時間を要します**。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は**早急に取りかかりましょう**。

仮に契約社員の無期転換ルールについて企業が何も対策しなければ、
どのような問題点が生じるのでしょうか？

問題点 ① 無期転換した契約社員については定年がなくなる。

契約社員が無期転換した後は、特に対策をしなければ、契約社員のときと同じ労働条件で無期限の雇用契約が成立します。そのため、無期転換した契約社員については、定年がなくなります。

問題点 ② もともと転勤がない契約社員については、無期転換後も「転勤なし」になり、正社員との不均衡が発生する。

契約社員が無期転換した後は、特に対策をしなければ、契約社員のときの同じ労働条件で無期限の雇用契約が成立します。

例えば、正社員については転勤があるが契約社員については転勤がないという会社の場合、契約社員が無期転換した場合には契約社員のときと同じ転勤がないままの条件で雇用契約が成立します。その結果、「雇用契約は無期だが転勤はない」という雇用契約になり、転勤がある正社員との不均衡が発生します。

問題点 ③ 問題のある契約社員からの無期転換も強制される。

企業は雇用期間が5年を超えた契約社員から、無期転換の希望があれば、応じる義務を負います。そのため、能力や協調性の点で問題のある契約社員についても、雇用期間が5年を超えれば無期転換を強制されることとなります。

問題点 ④ 定年後に再雇用した嘱託社員についても無期転換を強制される。

定年後に従業員を嘱託社員として再雇用する制度を導入している会社では、嘱託社員を1年契約などの有期雇用に行っているケースも多いと思います。

この場合は嘱託社員も法律上は「契約社員」に該当し、無期転換ルールが適用されます。

その結果、例えば定年後再雇用した65歳の嘱託社員に無期転換権を行使されれば、65歳から無期限の雇用契約が成立することとなります。

記事提供/咲くやこの花法律事務所

「無期転換ルール」に関する情報・お問い合わせは

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索





● 上溝地区

アルプス化学産業株式会社

間もなく創業半世紀
ますます需要が高まっていく
接着剤メーカー



Ⓣ 今回は、接着剤メーカーとして活躍しておられるアルプス化学産業株式会社さんにお邪魔しています。社長の鎌倉慎一郎さん、よろしくお願いします。

Ⓢ 接着剤って、市販されている瞬間接着剤とかボンドのような物ですか？

ⓐ 弊社で取り扱っている接着剤は、市販の接着剤ではなく、業務用の接着剤なんです。工業用品や土木現場、その他身近な場所でも使われています。

Ⓣ 例えば、どんなところがありますか？

ⓐ 圏央道のトンネルのタイルは弊



鎌倉慎一郎さん
先代である父が昭和45年に立ちあげた同社を継ぎ、3代目社長として活躍。法人会員では上溝地区の役員や研修委員会の副委員長を務めるなど積極的に活動している。



ISO14000を取得し安全対策にも配慮。地域との共生を大事にしている



交差点などで時折みかける赤いすべり止めにも接着剤を使用している



● アルプス化学産業株式会社
 相模原市中央区上溝4088
 Tel. 042-761-1542
 営業時間 8:30~17:30
 定休日 土日・祝祭日

社の接着剤で貼ってありますし、高速道路の両側にある防音壁の補強にうちの樹脂素材を使っています。ほかにも、都内の某水族館の水槽改修や上水道の貯水槽の補強、自動車用の燃料・オイルエレメントの接着シール、特殊なところでは医療機器にも使用されています。

❶ すごい！生活に密着しているんですね。接着剤はどんな原料から作られているのですか？

❷ 主なものはエポキシ樹脂ですが、ウレタン樹脂、シリコン樹脂なども使っています。接着剤のおもしろいところは、接着の用途としても使いますが、樹脂を固めてパーツを作ることもあります。要するにプラスチック成型できる素材の一種だと思ってもらえるといいでしょう。

❸ 色々な用途があるんですね。御社の製品は、自社で開発してから販売しているのですか？

❹ 自社開発と依頼を受けてから

開発する共同開発という形があります。開発をご依頼いただくバックボーンには、今お客様が使っている接着剤より、さらに優れたものを使いたいというニーズがあります。でも、ひとつの製品を開発するには、どうしても時間がかかります。場合によっては1年かかるようなこともあるんです。

❶ そんなに時間がかかるんですね！ 開発している間に、ほかのライバル社が参入しませんか？

❷ 共同開発ですから大丈夫。他社も弊社同様、開発に時間がかかるわけなので。しかも一度開発した製品は、弊社でしか製造できないですし、弊社の材料でしか賄えないようなオリジナリティの高いものが多くなるんです。他社が入り込むにも、なかなか難しいと思います。それに、弊社はどちらかというと小ロットでフットワーク軽く多品種少量製造をモットーにしています。特に大量生産スタイルの大手さんとは棲

み分けができています。

❸ 工業用品、土木現場を中心に活躍しているということは、2020年の東京オリンピックに向けての需要も増えているのでは？

❹ まさにそこです。オリンピック需要もありますし、自動車業界でも軽量化など品質開発は常に求められています。溶接や部品同士の機械的結合などの方法から接着剤にシフトしている業界、メーカーも少なくありません。相模原だけでなく、全国的に私たちが活躍できる場はたくさん出てきそうです。

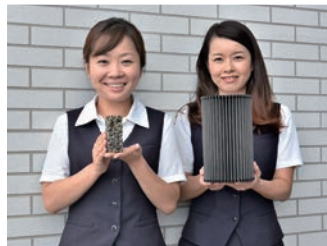
❺ 鎌倉さんの今後の目標を教えてください。

❻ 弊社は来期には50周年という節目を迎えます。生活を支える接着剤メーカーとして、安全を第一に、ますます社会に役立つ仕事をしていけたらと思っています。

❼ 様々な分野で活躍しそうな接着剤、さらなる発展を遂げていきそうです。



神戸で商店街に使用される耐久性の高いガラス補強枠(黒色部分)



小石を接着して固め透水加工を施した樹脂製品(左)と、工場用機器に使用されるエレメントのプラスチック樹脂(右)



接着剤の使用期限は3~6ヵ月ほど。完成した製品の管理にも気を配る

* 相模原法人会からのお知らせ *

「法人事業概況説明書」に、次のことを記載しましょう!

- ・法人会に加入していること
- ・自主点検チェックシートを活用していること

(法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取組として「自主点検チェックシート」の活用を推奨しています。「自主点検チェックシート」を活用している場合は記載してください)

「自主点検チェックシート」のお問い合わせは事務局まで。

14 帳簿書類の名称

帳簿書類の備付状況	自主点検チェックシート	

16 ○○法人会会員・○○法人会理事
(役職名)
(役職名)
営業時間 開店 時 閉店 時
定休日 毎週 (毎月) 曜日(日)

(表) (裏)

新会員紹介

平成29年 8月・9月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 YMS	不動産賃貸	大谷 慎一	相模原市中央区淵野辺5-2-23	淵野辺
株式会社 プラス・ワン	一般労働派遣・ 有料職業紹介事業	鈴木 弘隆	相模原市中央区相模原2-3-16 山崎ビルA棟401号室	大野南
合同会社 TGCネクスト	不動産	義澤 彰	相模原市南区東林間1-17-9	大野南
有限会社 マロニエ	飲食業	村上 由香里	相模原市緑区東橋本1-22-20	橋 本
有限会社 飄禄玉	飲食業	中嶋 利昭	相模原市南区当麻1594	麻 溝
株式会社 ビオラ	清掃業	橋本 純	相模原市緑区町屋1-14-12	城 山
医療法人社団 守成会 広瀬病院	病院	広瀬 憲一	相模原市緑区久保沢2-3-16	城 山
株式会社 ECP	業務用機械器具製造業	佐々木 道他	相模原市緑区日連1512	藤 野
ダイニング Homare	飲食業	森川 しのぶ	相模原市緑区橋本2-11-8	賛助会員
杉本 拓也	損害保険	杉本 拓也	相模原市中央区淵野辺2-1-30 相模原スカイハイツ214	賛助会員
ヤマダ建設	土木工事業	山田 圭祐	相模原市中央区陽光台2-7-14	賛助会員
uhmi travel and more 株式会社	旅行業	富山 英紀	町田市原町田1-2-6 第2ひろせビル2F	賛助会員
uhmi 株式会社	サービス業 (旅行エージェント)	富山 英紀	町田市原町田1-2-6 第2ひろせビル2F	賛助会員

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室をご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
 - ◎会員会社でのご利用……………会員料金
 - ◎会員以外の方のご利用……………一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：4,000部

発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：30,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

読者
プレゼント
応募締切り
11月30日(木)

2018年 相模原の風景 カレンダー

10名様に プレゼント!!

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたはハガキでお申込みください。

- ① 希望商品名：「2018年カレンダー」
- ② 郵便番号 ③ ご住所 ④ 法人名
- ⑤ お名前 ⑥ 電話番号
- ⑦ 「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。



見本

今すぐハガキで
FAXで!

B2サイズ
縦72.8cm×横51.5cm



提供元：(株)栄文舎印刷所

※画像は2017年
カレンダーです

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

青年部会員募集

お待ちしております!

入会資格 / 相模原法人会正会員 又は 賛助会員の方で50歳以下の経営者、またはそれに準じる方

お問合せ / 公益社団法人相模原法人会 事務局 TEL 042-755-3027
お申込み



新しい仲間たち

① 会社名 ② 業種 ③ 地区等 ④ 座右の銘 ⑤ ひとことPR

① 有限会社レクソン(タイヤピット相模原)
② タイヤ販売、自動車修理
③ 麻溝地区
④ 他人と比べるとはなく昨日の自分と比べる、『失敗じゃない、成功への発見』、『他人を叱る前に自分を叱ってみる』、『口先より成果』、『いつでも心はトムソーヤ』
⑤ 当店は皆様のライフスタイルや目的に合わせたタイヤ販売、取付を格安で行えるお店です。アライメントテスターも完備しており、タイヤとクルマの適正化も出来るピットですので、タイヤのことなら何でもお気軽にご相談ください。よろしくお祈りします。当社はタイヤなどの小売販売店とは別に自動車の外装部品製造販売をしており、こちらは国内および海外への販売展開しております。カーレースなどの勝負の世界で修行してきたので負けず嫌いで教養は少なく、人情にもろく子供と動物モノではすぐに涙してしまうような人間ですが今後ともよろしくお祈りします。

たかまこ たけみ
高砂 岳美



① 有限会社 天神屋
② 弁当、総菜等製造販売業
③ 大野南支部
④ 好きな事を仕事にすれば二度と仕事をしていとは感じないだろう
⑤ 相模原、町田を中心に弁当、総菜を製造販売しています。法人会を通じていろんな方と出会い勉強していきたいと思っております。よろしくお祈りします。

もちづき たつや
望月 達也



① ニュー皇華蘭有限会社
② 中華料理店
③ 大野南支部
④ 七転び八起き
⑤ 相模原市南区の少し先、座間市の246沿いにある中国名菜「皇華蘭」です。創業24年、席数150席、駐車場30台、カラオケ・音響完備。無料送迎バスで事務所や駅まで送り迎え致します。忘年会や新年会に是非ご利用下さい!

しらかわ てつや
白川 哲也



① 有限会社山本書店
② 教科書教材販売
③ 津久井地区
④ 何かを始めるのは怖いことではない。怖いのは何も始めないことだ。
⑤ お仲間に入れて頂ける様ががんばります。若輩者ですがよろしくお祈りします。

やまもと あつし
山本 篤司



① 合同会社TGCネクスト
② 不動産
③ 大野南支部
④ 継続は力なり
⑤ 2年前に起業したまだ若い会社です。事業を通じて地元相模原市と共に成長していきたいと思っております。青年部の皆様との出会いを大事に友好を深め楽しく活動したいと思っておりますので宜しくお願いします。

よしざわ あきら
義澤 彰



① 株式会社フェリーチェ
② パーティーコンパニオン派遣業
③ 賛助会員
④ 一期一会
平成28年6月1日にパーティーコンパニオン派遣業として相模大野に開業致しました。大きなパーティーから少人数のご宴席まで幅広く誠心誠意おもてなし致します。

いっだ えみ
飯田 恵美

